

富障福 第 180号
令和 2 年 5 月 7 日

同行援護事業所 御中

富田林市福祉事務所長

新型コロナウイルス感染症対策に係る同行援護サービスの臨時的取扱いについて

平素は、本市の福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記感染症対策に係る各障害福祉サービスの取扱いにつきましては、厚生労働省より発出される通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」により示されているところですが、この度、令和2年4月28日付で別紙のとおりその第5報が示されましたので、これに伴う本市の対応について下記のとおりお知らせいたします。

記

上記通知(問14)なかで、同行援護サービスの柔軟な取扱いにつきまして、居宅介護の決定を受けていない利用者への買い物や薬の受け取りの代行等の提供に伴う報酬算定を可能とする要件が示されておりますが、本市援護の利用者への当該内容によるサービス提供を行われた場合、それらの要件を満たしているものとしてご請求いただいて差し支えありませんので、これに基づく各利用者へのご周知、並びにサービス提供を実施していただきますようお願いいたします。

なお、この取り扱いの適用につきましては通知の日より当面の間とさせていただきます、期間の終了につきましては、市ウェブサイトにてお知らせさせていただきます。また、これに基づくサービス提供を行われた場合には、実績記録票の実施日に「新型コロナウイルス対応」などと記録していただきますよう合わせてお願いいたします。

以上

お問い合わせ
富田林市役所
子育て福祉部 障がい福祉課
給付係（内線 194）